

関東信越税理士会 熊谷支部9月例会次第

日時 平成26年9月8日(月)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|----------------|-----------------------|---|-------------|
| (1) 8月 7日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 8月 7日(木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) 8月 7日(木) | 納涼会 | 於 | ホテルガーデンパレス、 |
| (4) 8月 8日(金) | 県連支部長会 | 於 | 埼玉県税理士会館 |
| (5) 8月 11日(月) | 南部地区委員会 | 於 | 廣川 |
| (6) 8月 21日(木) | 北部地区委員会 | 於 | 満る岡 |
| (7) 8月 22日(金) | 中央地区委員会 | 於 | いづみ寿司 |
| (8) 8月 22日(金) | 西部地区委員会 | 於 | 徳樹庵 籠原店 |
| (9) 8月 22日(金) | 深谷地区委員会 | 於 | きんとう旅館 |
| (10) 8月 26日(火) | 大里地区委員会 | 於 | 美ゆき |
| (11) 8月 28日(木) | 東部地区委員会 | 於 | 徳樹庵 熊谷銀座店 |
| (12) 9月 2日(火) | 県連支部長会・埼玉県法人会連合会との協議会 | 於 | ラフレさいたま |
| (13) 9月 3日(水) | 正副支部長会・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (14) 9月 3日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 支部例会・署との協議会
日時 9月 8日(月)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 理事推薦委員会
日時 9月 8日(月)午前11時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (3) 三者懇談会
日時 9月 8日(月)午後12時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 熊谷資産税研究会定期総会
日時 9月 11日(木)午後1時30分～
場所 さくらめいと
- (5) 本会理事会・支部長会
日時 9月 12日(金)午後1時00分～
場所 パレスホテル大宮
- (6) 東京一日研修
日時 9月 17日(水)
場所 国会議員会館・両国国技館他
- (7) 県下税務署長との協議会
日時 9月 18日(木)午後1時30分～
場所 ラフレさいたま
- (8) 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会
日時 9月 19日(金)午後2時00分～
場所 熊谷市立商工会館
- (9) 熊谷税務署管内青色申告会連合会役職員合同研修会
日時 9月 24日(水)～25日(木)
場所 福島県 高湯温泉
- (10) 正副支部長会・署との協議会
日時 10月 1日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署

(11) 正副支部長会・地域長会議

日時 10月1日(水)午後4時45分～

場所 支部事務局

(12) 顧問相談役会

日時 10月1日(水)午後6時00分～

場所 未定

(13) 支部女性部主催相談会

日時 10月2日(木)午前9時00分～午後4時00分

場所 ティアラ21 4階会議室

内容 「女性税理士による女性のための税務相談会」

(14) 県連ソフトボール大会

日時 10月3日(金)

場所 大宮けんぼグラウンド

(15) 県連地方税当局との協議会

日時 10月30日(木)午後2時00分～

場所 税理士会館

(16) 県北ブロック研修会

日時 11月6日(木)午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「相続税の実務」

講師 税理士 岩下忠吾先生

受講料 1,000円

(17) 歩け歩け大会

日時 11月13日(木)

場所 秩父札所めぐり

3. その他の協議報告事項

(1) 講師派遣

熊谷青色申告会「青色学校」講師 小島周二会員

(2) 相談員派遣

熊谷一日合同行政相談所相談員 福島康彦会員

〃 清水茂昭会員

〃 天笠裕司会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

荻原利彦(平成26年8月20日登録 税務支援対策部)

〒366-0015 深谷市蓮沼854-13

TEL 048-571-6568 FAX 571-6568

川田 茂(平成26年8月20日登録 税務支援対策部)

〒360-0823 熊谷市榎町259

TEL 048-507-3186 FAX 507-3186

富岡宏之(平成26年8月20日登録 税務支援対策部)

〒366-0033 深谷市国済寺620-3

TEL 048-572-1370 FAX 572-1370

転入

藤野廣治(平成26年8月18日 川口支部より転入 制度部)

〒360-0036 熊谷市桜木町2-35

TEL 048-522-1831 FAX 048-523-9172

小林幹夫(平成26年6月26日 東京税理士会より転入 総務部)

〒366-0026 深谷市稲荷町1-10-8 塚原・小林税理士法人

TEL 048-571-0398 FAX 048-571-7896

会員死亡

塚原昭二会員 平成26年6月25日

6. 次回例会予定

日時 10月7日(火) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会
バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修会

日時 10月7日(火)午前10時45分～11時45分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 書面添付
講師 熊谷税務署法人課税第一部門統括間 齋 香織氏

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年9月8日現在)

11月例会	11月 6日(木)	午前9時30分～
県北ブロック研修会	11月 6日(木)	午後1時00分～
12月例会	12月 4日(木)	午後4時00分～
1月例会	1月14日(木)	午前9時30分～
2月例会	2月 9日(月)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(金)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

*会員及び会員の家族に不幸が生じましたら、至急地区委員長を通じ、支部長(支部事務局)に連絡をお願いします。

尚、葬儀に際し地区委員長に協力をお願いすることになりますが、あくまで協力であることをご理解下さるようお願いいたします。

*元会員事務所で未だ税理士事務所の看板を掲げている事例がありましたら事務局までご連絡下さい。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

埼税協熊谷地域9月例会

平成26年9月8日(月)

会務報告

26. 8. 5(火) 全税共業務推進協議会

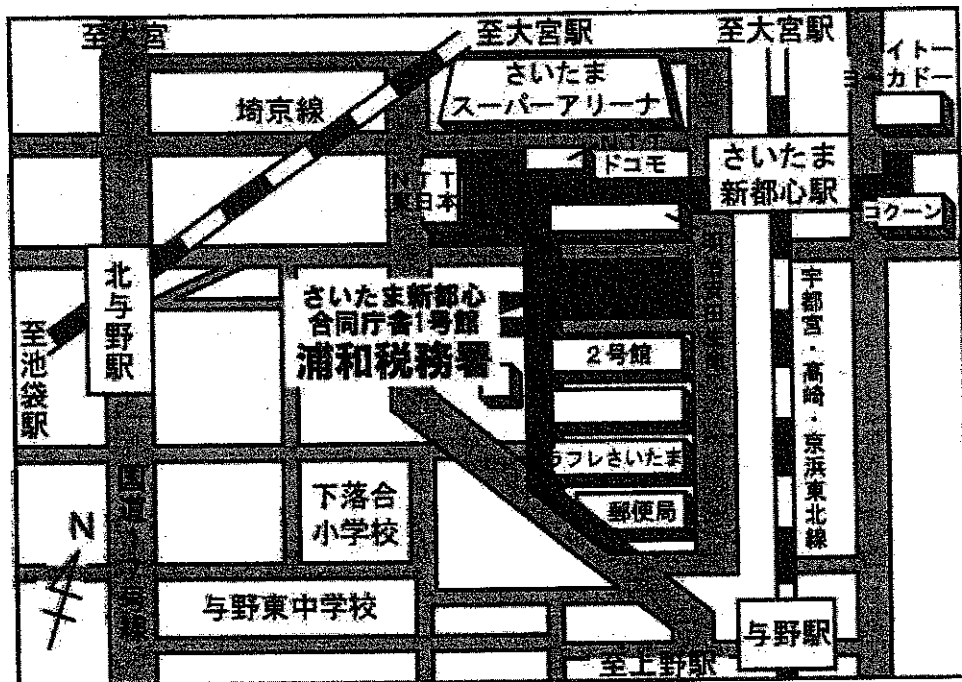
(時間・場所) 16:30～ 清水園

- (協議事項)
- (1)平成25年度全税共業務推進の結果について
 - (2)平成26年度全税共業務推進の施策について
 - (3)保険会社各社の第29回全国統一キャンペーンへの取り組みについて

浦和税務署 庁舎の移転のお知らせ

浦和税務署は、平成26年11月4日（火）に
さいたま新都心合同庁舎へ移転します。

移転後の所在地 〒330-9590
さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま新都心合同庁舎1号館1階



問い合わせ先

(平成26年10月31日（金）まで) TEL048-833-2651
(平成26年11月4日（火）から) TEL048-600-5400

現庁舎の時間外収受箱は、平成26年11月4日（火）
8時30分までご利用いただけます。

経営者の皆様へ

—企業の税務コンプライアンス向上のために—

自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しましょう

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。

法人会では、この度、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図られる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところです。

経営者の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご活用ください。

具体的な点検方法については「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご覧ください。

会員各位

県連第3回支部長会（平成26年9月2日開催）の報告

支部長 渡辺 実

1. 税理士法改正に伴う会則・規則等の変更案について

(1) 税務支援の義務化

「 会員は、本会から税務支援の従事の要請があったときは、病気療養その他正当な理由なくこれを拒むことはできない。（新 第60条第4項参照）」

(2) 租税教育に関する施策

(3) 36時間研修の義務化

努力規程から義務化 → 罰則規定を設けるか？税理士証票更新時（10年）に更新をしない等を検討中。

*平成27年4月1日施行予定。詳細については9月号日税連新聞に掲載予定だという事です。

2. 県連の分掌機関変更について

(1) 租税教育推進部を設置する。

(2) 業務部を業務対策部に変更する。

(3) 会員相談室運営特別委員会を会員相談室運営委員会に変更する。

*平成27年4月1日施行予定。平成26年12月理事会に上程予定。

3. 法人会による「自主点検チェックシート」について

企業の税務コンプライアンス向上に向けた取り組みとして「自主点検チェックシート」を作成する。（資料1参照）

*「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」については法人会に必要な部数を依頼しておりますが、数に限りがあるため例会出席者のみに配布する予定です。尚、全国法人会総連合会のホームページに掲載するとの事ですので必要な会員はダウンロードして下さい。

エ ル タ ッ ク ス e L T A Xに関するお知らせ

平成26年9月16日から、e L T A Xシステムが更改され、次のとおり取扱いが変更されます。

1 e L T A Xの利用時間が拡大されます。

平日の電子申告等受付サービスの終了時間が24時まで拡大されます。

平成26年9月16日から 8:30~24:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※ 現在 8:30~21:00 (土日祝日、年末年始を除く)

2 利用届出(新規)を提出後、直ちに電子申告できるようになります。

(利用者IDと仮暗証番号を用いて電子申告が利用可能)

※ 平成26年9月16日からヘルプデスクのお問い合わせ受付時間が、

9:00~17:00 (現在8:30~21:00)に変更されます

のでご注意ください。(土日祝日、年末年始を除く)

また埼玉県では、次のとおり準備を進めていますのでご案内します。

埼玉県では、e L T A Xの電子納税(ペイジー)を導入する準備をしています。導入後は、電子申告に続きインターネットバンキング等で納税が可能になり、納付書を作り金融機関の窓口に行く手間が省けます。

来年度(平成27年度)に導入します。今しばらくお待ちください。

※ 開始時期は決定後別途ご案内します。電子納税の詳細は下記へ。

<http://www.eltax.jp/payment/index.html/> (e L T A Xホームページ)

平成26年9月8日

関東信越税理士会県北ブロック税理士会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部 支部長 渡辺 実
 本庄支部 支部長 須永秀和
 秩父支部 支部長 鈴木光一
 行田支部 支部長 渡邊義弘

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域 地域長 天笠裕司
 本庄地域 地域長 塚本富雄
 秩父地域 地域長 長井建充
 行田地域 地域長 高瀬 章

税理士会36時間規定研修

平成26年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓 爽涼の季節となりました。県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて恒例の県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成26年11月6日(木) 午後1時00分～5時00分

受付 午後12時30分より

場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777
〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248

内容 『 相続税の実務 』

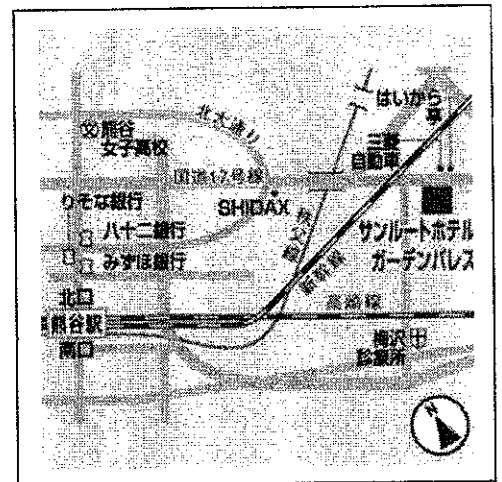
-申告受託から説明, 資料収集, 報酬・契約・申告まで-

講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
* 著書 「実践 事業承継・財産承継」
「相続税の申告実務」等多数

対象 税理士会会員及び職員

受講料 1,000円/参加者1人(資料代含む)

単位 4単位(会員は受講カードを持参ください)



★バスは熊谷駅南口より12時20分に発車します。

★資料準備の為、10月17日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 全て熊谷支部事務局 FAX 048-521-9612にお送りください

平成26年11月6日の県北ブロック研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

支部名 _____ 支部 _____ 会員事務所名 _____

平成26年9月8日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 渡辺 実

副支部長 曾根 和也

地域長 天笠 裕司

業務部長 福島 泰彦

研修部長 清水 茂昭

税理士会36時間規定研修

平成26年度支部研修会のご案内

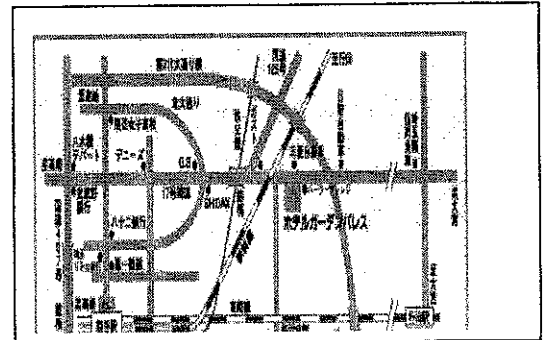
拝啓 爽涼の季節となりました。会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて支部研修会を開催いたします。何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成26年10月7日(火) 午前11時00分～12時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「書面添付」
講師 熊谷税務署担当官
対象 税理士会会員及び職員
バス 午前9時10分に下記の2カ所よりバスが発進します。
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 1単位



資料準備の為、9月19日(金)までに支部事務局宛にお申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成26年10月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

日時 平成 26 年 9 月 8 日 (月)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 関東信越国税局管内の広域運営について (総務課)
前回の協議会において、熊谷署における主な広域運営を周知いたしました。が、あらためて、国税局管内における広域運営を周知いたします。(別添 1)
- (2) 税理士業務のセルフチェック表を活用した実態確認について (総務課)
国税局・税務署では、皆様のご理解・ご協力のもと、税理士業務の執行状況についての実態確認を実施しております。
対象の方には、事前にセルフチェック表を送付いたしますので、執行状況を点検していただき、ご回答くださいますようお願いいたします。

- (3) e-Tax の一層の普及及び定着について (総務課)
e-Tax の普及・定着につきましては、日頃からご協力いただき、ありがとうございます。

e-Tax ホームページに、平成 25 年度における e-Tax の利用状況等が掲載されました。(別添 2)

公的個人認証の普及割合等に左右される 3 手続(所得税・個人消費税・納税証明書)の利用割合が目標の 50%に届いていないところ、当署においても若干目標を下回る結果となっておりますので、今後とも、なお一層のご協力をお願いいたします。

- (4) 延納・物納申請における留意事項等について (管理運営部門)

相続税・贈与税の延納申請及び相続税の物納申請をする場合には、次の点にご留意いただき、ご指導をお願いします。

イ 申請期限(納期限)までに全ての関係書類を確実に提出することが要件となっております。

ロ 物納申請は、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があることが要件となっております。

ハ 相続税の延納許可を受けた納税者から、延納の継続が困難との相談があった場合は、「特定物納制度」の利用を検討願います。

(注) 特定物納は、平成 18 年 4 月 1 日以降の相続開始分で、該当する相続税の申告期限から 10 年以内に申請されたものに限ります。

- (5) 「納税困難者への納付指導と早期相談のお願い」について (徴収部門)

税務署の滞納は依然として高い水準にあり、4 月からの消費税率アップの影響もありまして、滞納残高中に占める割合は非常に高く、税務署の喫緊の課題となっております。

なお、中間申告分についても、滞納になりますと確定申告分と同様に、延滞税が掛かる場合や、国税局電話催告センターの催告対象となる場合もあります。

つきましては、顧問先等で税金を期限内に納税することが困難であるという方がおられましたら、当署の徴収部門に早期にご相談頂きますようお願いいたします。

- (6) 個人事業者の消費税各種届出書等の送付について (個人課税部門)

消費税の届出書が必要と見込まれる個人事業者の方に対しまして、次のとおり各種届出書及び提出の案内文を 9 月下旬に送付予定です。

イ 平成 26 年分「課税事業者届出書」又は「納税義務者でなくなった旨の届出書」

ロ 平成 27 年分「課税事業者届出書」、「簡易課税選択届出書(平成 25 年分課税売上高 5 千万円以下の者に限る)」

ハ 平成 27 年分「納税義務者でなくなった旨の届出書」

ニ 新規課税事業者については、振替納税勧奨のチラシ

関与先から問い合わせがございましたら、ご指導よろしくお願いいたします。

- (7) 新築及び増改築をされた方への照会文書の発送について (個人課税部門)
時期は未定ですが、新築や増改築をされた方を対象に、お尋ね文書を発送する準備をしております。
詳細が決まりましたら、あらためて周知いたしますので、よろしくお願いいたします。

- (8) 贈与税及び株式等譲渡所得の無申告理由の照会文書について (資産課税部門)

文書名 ・ 贈与税の申告についてのお尋ね
・ 株式等に係る譲渡所得等の申告についてのお尋ね

贈与税及び株式等譲渡所得の無申告理由の照会については、課税が見込まれる受贈者及び譲渡者の方を対象に、文書による行政指導を行い、無申告理由を解明するとともに、自発的な期限後申告書等の提出を促すものです。

関与先で税務署から照会文書が送付された方がおられましたら、ご指導をよろしくお願いいたします。

- (9) 源泉所得税納付照会ハガキの発送について (法人課税部門)

ハガキの発送日 平成 26 年 8 月 29 日 (金)
回答期限 平成 26 年 9 月 11 日 (木)

国税局源泉所得税事務集中処理センター (以下、「局源泉事務センター」といいます。) から、平成 26 年 6 月支払分までの源泉所得税の納付が確認できない源泉徴収義務者に対し、「源泉所得税の納付についてのお願い」と記載された往復ハガキが発送されましたので、関与先からの問い合わせ等がありましたら、期限までにご回答いただきますようご指導をお願いします。

なお、期限までにご回答がなかった場合には、9月下旬から局源泉事務センター又は熊谷税務署からお電話による納付の確認をさせていただきます。場合によっては関与される先生方へお電話させていただくこともございますので、ご協力をお願いします。

併せまして、源泉所得税の納付には、ダイレクト納付等電子納税のご利用の推進と、特に納付税額のない納付書の提出には e - T a x をご利用いただきますようお願いいたします。

添付書類

- 1 「平成 26 事務年度 広域運営一覧表」 (総務課)
- 2 「平成 25 年度における e-Tax の利用状況について (概要)」 (総務課)

平成 26 年 8 月
国 税 庁

平成 25 年度における e-Tax の利用状況等について(概要)

国税庁では、平成 24 年 5 月に「国民の利便性向上に関する指標」、「行政運営の効率化に関する指標」及び「オンライン利用率等」を成果指標とした「業務プロセス改革計画」(改革計画)を策定し、e-Tax の普及及び定着に向けて取り組んできました。

改革計画の成果指標については、平成 25 年度までに達成すべき目標を設定しており、今般、平成 25 年度における実績値が確定しましたので公表します。

<国民の利便性向上に関する指標>

	〈実績値〉	〈前年対比〉
○ e-Tax の利用満足度 (目標 : 70%)	73.3%	(+2.7 ポイント)
○ 国税庁 HP 「確定申告書等作成コーナー」 の利用満足度 (目標 : 85%)	83.1%	(+1.8 ポイント)

<行政運営の効率化に関する指標>

	〈実績値〉	〈前年対比〉
○ オンライン申請の受付 1 件当たり の費用 (目標 : 対前年度比減少)	433 円	(▲40 円)
○ 事務処理 (削減) 時間 (目標 : 対前年度比増加)	106,456 時間	(+3,596 時間)

<オンライン利用率等 (国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標) >

	〈実績値〉	〈前年対比〉
《オンライン利用率》 ※別紙 1		
○ 公的個人認証の普及割合等に左右 される 3 手続 (目標 : 50%)	48.6%	(+1.7 ポイント)
○ 上記以外の 12 手続 (目標 : 76%)	77.8%	(+2.1 ポイント)
《ICT 活用率》 ※別紙 2		
○ ICT 活用率 (目標 : 65%)	68.8%	(+3.3 ポイント)

〔参考〕

ICT 活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅等でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の占める割合です。

○ オンライン(e-Tax)利用率

区分	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	前年対比
		%	%	%	%	
所得税申告	①	44.1	47.3	50.4	51.8	+1.4
消費税申告(個人)	②	44.8	49.1	51.0	53.5	+2.5
納税証明書の交付請求	③	0.7	0.7	1.5	2.6	+1.1
公的個人認証の普及割合等に左右される3手続(①~③の計)	④	41.1	44.2	46.9	48.6	+1.7
法人税申告	⑤	52.5	59.0	63.6	67.3	+3.7
消費税申告(法人)	⑥	52.4	58.6	62.7	65.9	+3.2
酒税申告	⑦	90.1	90.6	93.0	92.3	▲0.7
印紙税申告	⑧	64.2	64.3	63.9	64.5	+0.6
給与所得の源泉徴収票等(6手続)	⑨	65.7	72.3	77.7	81.5	+3.8
利子等の支払調書	⑩	12.2	10.1	10.1	10.0	▲0.1
電子申告・納税等開始(変更等)届出書	⑪	99.4	99.5	99.5	99.5	+0.0
上記④以外の12手続(⑤~⑪の計)	⑫	70.1	73.1	75.7	77.8	+2.1

業務プロセス改革計画の重点手続

(注)1 業務プロセス改革計画は、平成23年度から平成25年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便宜上、平成22年度についても利用率を算出しています。
 2 「法人税申告⑤」、「消費税申告(法人)⑥」、「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」及び「利子等の支払調書⑩」の平成25年度のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、平成24年度の年間申請等件数により利用率を算出しています。
 3 「給与所得の源泉徴収票等(6手続)⑨」とは、「給与所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「退職所得の源泉徴収票(及び同合計表)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の使用料等の支払調書(及び同合計表)」、「不動産の譲受けの対価の支払調書(及び同合計表)」及び「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書(及び同合計表)」の6調書をいいます。

○ ICT活用率

区分	年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	前年対比
	利用件数	ICT活用率					
所得税申告	11,275,142 件	57.6 %	11,729,278 件	62.2 %	12,086,447 件	12,678,607 件	104.9 %
				65.9 %		69.2 %	+3.3ポイント
消費税申告(個人)	673,427 件		676,345 件		668,794 件	692,691 件	103.6 %
			56.4 %	58.9 %		61.8 %	+2.9ポイント
合 計	11,948,569 件		12,405,623 件		12,755,241 件	13,371,298 件	104.8 %
			61.9 %	65.5 %		68.8 %	+3.3ポイント

(注)1 ICT活用率は、所得税申告及び消費税申告(個人)の総申告件数のうち、自宅でインターネット環境を利用して申告書を作成した件数(書面提出分を含みます。)の割合を示します。

2 業務プロセス改革計画は、平成23年度から平成25年度までを対象期間とするものですが、前年比較等の便直上、平成22年度についてもICT活用率を算出しています。